

守谷市一般競争入札の受付に関する公告

守谷市一般競争入札（電子入札）の受付を次のとおり行う。

令和6年4月16日

守谷市長 松丸 修久

1 対象業務

- (1) 業務件名 令和6年度守谷市文化会館増築・改修工事实施設計業務
- (2) 業務場所 守谷市久保ヶ丘地内
- (3) 業務概要 70.0㎡程度の増築（駐輪場含む）及び既存駐輪場解体並びに各室のレイアウト変更、長寿命化改修工事における実施設計業務

【対象建物の規模】

延床面積：増築部 70.0㎡程度

既存部 482.08㎡

構造規模：鉄骨造平屋建て

【業務内容】

建築：内装及び断熱改修工事、屋根・外壁改修工事、建具・トイレ改修工事、玄関周り及び舗装等外構改修工事
設備：建築改修工事に伴う電気・機械設備改修工事、照明器具、キュービクル等改修工事、空調設備等設置工事、給排水設・消火栓管等改修工事

- (4) 工期 契約日の翌日から令和7年3月31日まで

2 入札参加資格等

- (1) 茨城県内において本店を有すること。
- (2) 守谷市競争入札参加資格規程（平成15年訓令第13号）に基づく令和5・6年度有資格者名簿（建築関係コンサルタント）に登載された者であること。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (4) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士が3人以上在籍しており、その資格を有する者を対象業務に配置できること。
- (5) 過去10年以内に国内で上記業務概要と同規模の公共施設の新築又は大規模改修工事における実施設計業務を元請として受注した実績があること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく守谷市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始申立てま

たは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始申立てをしていないこと。ただし、再生計画の認可決定が確定した後に守谷市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りではない。

(8) 守谷市工事等の契約に係る指名停止等措置要領（平成6年規程第10号）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

3 入札方法

- ・入札方法は電子入札システムにより行う。
- ・別紙「守谷市建設工事等入札心得（電子入札）」を参照すること。

4 入札参加申請方法

- ・入札参加申請は、電子入札システムにより申請すること。入札参加申請書は、守谷市公式ホームページからダウンロードした様式（守谷市一般競争入札参加申請書）を使用すること。
- ・入札参加申請書の他は下記書類を提出すること。なお、提出方法については、T I F F形式による画像ファイルとし電子入札システム上で提出又は紙面により受付期間中に管財課窓口まで直接持参すること。
 - (1) 業務実績書（任意書式）
 - (2) 契約書の写し
 - (3) 配置予定技術者の資格証の写し
 - (4) 技術者一覧表（任意書式）※一級建築士の在籍状況が分かるもの

5 入札参加申請受付期間

- ・受付期間 令和6年4月25日（木）から4月26日（金）
午前9時から午後5時まで 必着

6 入札書の受付期間

- ・受付期間 令和6年5月14日（火）から5月15日（水）
午前9時から午後5時まで 必着

※業務費内訳書（指定の様式を守谷市公式ホームページからダウンロード）は必ず添付すること。なお、業務費内訳書の提出方法については、T I F F形式による画像ファイルを電子入札システム上で提出又は紙面（封筒に件名・業者名を明記し封印のうえ）により受付期間中に管財課窓口まで直接持参すること。

7 入札（開札）日時・場所

- ・日 時 令和6年5月16日（木）午後1時30分から
- ・場 所 茨城県守谷市大柏950番地の1
守谷市役所 B棟2階管財課内
- ・開札順 同日に同様の業務に係る競争入札が複数あるため、以下の順により

開札する。

- ①令和6年度松ヶ丘小学校屋内運動場改修工事実施設計業務
- ②令和6年度大井沢小学校屋内運動場改修工事実施設計業務
- ③令和6年度守谷市文化会館増築・改修工事実施設計業務
- ④令和6年度特定建築物定期調査業務（とりおり方式対象外）

8 設計図書の見覧

設計図書は、「いばらき電子入札共同利用システム（入札情報サービス）」に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

入札情報サービス

URL <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>（調達機関名で「守谷市」を選択）

9 予定価格（税抜き）

金12,500,000円

10 最低制限価格

設定しない。

11 支払条件

- ・入札保証金 免除
- ・契約保証金 免除
- ・前払金 無
- ・部分払 無
- ・残額 竣工払

12 入札方式

本業務はとりおり方式による入札とする。

13 入札の無効

- ・次の一つに該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札参加資格がないと認められた場合
 - (2) 入札について不正の行為があった場合
 - (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - (4) 業務費内訳書の提出がない場合（入札金額と相違があった場合を含む）
 - (5) 電子入札の場合で、有効な電子証明書を取得しない者が入札した場合
 - (6) 担当部局の承諾を得ず又は指示によらず紙入札をした場合
 - (7) 電子入札と紙入札の両方を行った場合

- (8) 電子入札の場合、入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合
- (9) 前各号のほか、入札条件に違反した場合

14 質疑応答

- (1) 質疑がある場合のみ質疑を持参又はファクシミリで提出すること。(様式は守谷市公式ホームページよりダウンロード)
 - ・提出先 守谷市役所 総務部 管財課 管財契約グループ
FAX 0297-45-2804
 - ・提出期間 令和6年4月25日(木)から4月26日(金)
午前9時から午後5時まで 必着
- (2) 質疑に対する回答は、令和6年5月10日(金)午後5時までに入札参加者へ通知する。

15 その他

- (1) とりおり方式
とりおり方式による入札該当する複数の競争入札の案件について、落札する開札順番をあらかじめ定めておき、落札する開札順番が上位の競争入札で落札者又は落札候補者(以下「落札者等」という。)となった者の他の競争入札における入札書を無効にすることにより落札者等を決定する入札方法をいう。
- (2) 落札者等の決定方法
事前に開札順番を設定し、当該順番の上位の案件から順に落札者等を決定する。先の案件で落札者等となった者がその後の案件に参加されていた場合は、その入札を無効として取り扱う。
なお、入札者は、全ての入札案件に参加する必要はなく、一部の案件にのみ参加することも可能とする。

16 提出先・問い合わせ先

- ・入札に関すること
〒302-0198 茨城県守谷市大柏950番地の1
守谷市役所 総務部 管財課 管財契約グループ
電話 0297-45-1795(直通)
FAX 0297-45-2804
守谷市ホームページ <https://www.city.moriya.ibaraki.jp>
- ・業務内容に関すること
守谷市役所 生活経済部 人権推進課
電話 0297-48-7911(直通)
FAX 0297-20-6017